

セキュア無線 LAN ローミング基盤 Cityroam サービス実施要領

一般社団法人無線認証連携協会

2024 年 10 月 30 日 制定

1 概要

本実施要領は、一般社団法人無線認証連携協会（以下、協会という）が実施するセキュア無線 LAN ローミング基盤 Cityroam のサービス（以下、本サービスという）について、必要な事項を定める。

本サービスで提供される無線 LAN ローミング基盤、および、ローミングフェデレーションの名称を、「Cityroam」とする。

2 用語の定義と使用規則

2.1 eduroam

欧州の GÉANT が開発・運用する、国際的な学術無線 LAN ローミング基盤。eduroam フェデレーションとも呼ばれる。

国内では、国立情報学研究所（以下、NII という）が日本代表のローミングオペレータ（RO, Roaming Operator）として、eduroam JP の名称で運用している。NII が担当する範囲は、主に高等教育機関と研究機関である。

2.2 OpenRoaming

Wireless Broadband Alliance (WBA)が開発・運用する、国際的な無線 LAN ローミング基盤。

2.3 IdP (Identity Provider)

本サービスの利用者アカウントを発行する組織、または、組織のアカウントを管理し、他の組織からの認証要求に応じて認証処理を行うサーバ。RADIUS IdP などのサーバが外部にホスティングされている場合は、特に断らない限り、ホストとなる組織・業者ではなく、アカウント発行に責任のある組織を指す。

2.4 ANP (Access Network Provider), SP (Service Provider)

本サービスに対応した無線基地局（アクセスポイント）を設置・運用し、サービスを提供する組織。

Cityroam および OpenRoaming では、ANP の表記を用いる。

eduroam では、同様のものを表す用語として、SP の表記が用いられる。

2.5 レルム (realm)

利用者の所属を識別するための符号であり、RADIUS プロトコルの User-Name 属性に

においてアットマーク (@) の後ろ (右側) に設定される。Cityroam の加入組織は、別途「Cityroam サービス技術・運用基準」で定められるレールムを使うものとする。

2.6 認証連携

利用者端末から発せられる利用者認証またはクライアント認証の要求を、ANP および仲介するハブやネットワークを通じて IdP まで届け、遠隔で認証処理を行う仕組み。IdP の代わりに、ANP が認証処理を代行する場合でも、ANP と IdP が異なる組織ならば、認証連携を含む。

3 実施要領

3.1 ローミング基盤の運用形式

本サービスにおいて、協会は、Cityroam 独自のローミング基盤に加えて、eduroam、OpenRoaming、および、Cityroam がパートナーとするその他の事業者ないしローミング基盤と認証連携するための手段を、加入組織に提供する。

協会は、WBA OpenRoaming で定義される settlement-free model と settled model のうち、settlement-free model のみを扱い、ローミング費用の仲介に関する機能は提供しない。

組織は、市民などの一般の利用者に対して、同様のローミング基盤ないし事業者の無線 LAN 接続サービスやアカウント発行サービスを提供する。運用は電気通信事業法に準じる。

3.2 加入・脱退

Cityroam サービスの加入・脱退については、「Cityroam サービス加入及び利用規程」に従う。

3.3 Cityroam 運用連絡会

本サービスに加入した組織は、同時に運用連絡会の構成員となる。協会は、セキュリティ・インシデント (以下、インシデントという) 等が発生した場合、当該インシデント等に関係する組織が相互に直接連絡をとれるようにするため、登録された連絡先を、対応する組織に対して必要に応じて開示するものとする。

3.4 サービスの再提供の禁止

加入組織は、本サービスが提供する認証連携の機能を、非加入の組織に利用させないように厳重に管理する。原則として、第三者となる組織へのサービスの再提供は認められない。

ただし、加入組織が、システムの構築を請け負う業者 (以下、システム構築事業者という) と直接契約する場合には、加入組織が協会に対して一本化された連絡窓口を設けて一切の運用責任を持つことを前提として、システム構築事業者による運用の代行を認める。

自治体やチェーン店などが、利用形式が統一された無線 LAN サービスを利用者に提供するなどの目的で、複数の組織と契約しつつ、それらが共通のシステムに接続する運用形態の場合、すべての組織が本サービスに加入するものとする。また、この運用形態の場合、とりまとめを行う組織は、協会に対して一本化された連絡窓口を設けると共に、運用体制

について協会と協議し、事前に承認を受けるものとする。協議の時点で、代表以外の組織の名称の開示が難しい場合は、協会は非開示を認めることがある。

3.5 ローミング使用料の請求の原則禁止

ANP は、自組織の IdP を利用しないローミング利用者について、利用者や IdP に使用料を請求してはならない。

ANP が他の IdP 組織との間で課金を含むローミング契約を結ぶ場合、事前に協会と協議し、協会から許可を得なければならない。

3.6 利用者向け有償商品・サービスへのバンドルの制限

Cityroam サービスを使用するための機能が主要とみなされるような形で、一般利用者に対して有償の商品・サービスを提供してはならない。

3.7 インシデント発生に対する責任

本サービスにおいて、利用者がインシデントを発生させた場合、当該利用者とアカウントを発行した IdP のうち、いずれか一方あるいは双方のうち、瑕疵が認められる者が責任を負う可能性がある。

インシデントに関する通告を受けた IdP および ANP は、自己の責任の下で証拠保全および利用者の特定を行い、迅速な問題収拾に努めるものとする。必要とされるログを残していないなどの問題がある場合は、ANP も責任を負う可能性がある。

3.8 インシデント発生への対応

IdP または ANP (SP)が複数組織に影響のあるインシデントの発生を知った場合、あるいはその恐れがあると判断した場合は、直ちに協会に報告する。ANP からインシデントに関する報告を受けた場合、協会は必要に応じて関係する IdP に連絡し、調査および対応を求める。IdP は、これに誠意をもって協力するものとする。

3.9 利用者への対応 / 基地局マップデータの提供義務

IdP は、本サービスに関する問い合わせを受け付ける窓口を設置し、自組織のアカウントを使う利用者に対して窓口を開示するものとする。

ANP は、本サービスに関する運用状況およびアクセス制限状況を利用者に伝える仕組みを整備し、利用者に対して開示すべきである。

ANP は、基地局の設置場所の情報を基地局マップデータとしてまとめ、別途定める技術・運用基準に従って協会に提出するものとする。基地局マップデータは、基地局を設置・廃止して無線 LAN サービスを開始・停止してから 1 か月以内を目途とし、速やかに提出するものとする。

3.10 変更

加入組織は、申請内容に変更が生じる場合、変更内容を協会に申請するものとする。申請された変更については、協会からの承認通知をもって反映されるものとする。

3.11 サービスの品質と健全性の維持

本サービスの品質と健全性を維持するため、協会は技術・運用基準を別途定め、加入組織に示す。また、必要に応じて、運用状況の調査を行う。

加入組織は、この技術・運用基準に従ってシステム構築および運用を行うものとする。

3.12 均質なサービスの提供と例外措置

ANP は、他の ANP を含む Cityroam 全体のエリア内で可能な限り均質なサービスが提供できるように、特定の IdP への認証連携の拒否を極力避ける努力義務を負う。

協会は、プロバイダや携帯電話会社などの大規模 IdP について、参加事業者の営業上の競争があり運営の脅威になりうると判断した場合は、Cityroam 全体で当該 IdP との認証連携を抑制することがある。

3.13 悪評につながるサービス内容・品質の回避

IdP および ANP には、Cityroam 全体、eduroam 全体、あるいは、OpenRoaming 全体の悪評につながるようなサービス内容・品質を回避する努力義務がある。

3.14 加入の取り消し

加入組織における運用が、本サービスの定めに合致していないと協会が判断した場合、協会は当該組織に対して改善要求を発する。要求を受けた組織は、直ちに運用を見直し、技術・運用基準に則った運用に改めるものとする。

再三の要求にも関わらず、正しい運用が行われない場合、協会は当該組織に対して警告を発し、「Cityroam サービス加入及び利用規程」の定めに従い、加入を取り消すことがある。

以上